

建設工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格等について

(令和4年4月1日改正)

内子町の発注する建設工事において、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るため、調査基準価格及び最低制限価格の算定方式及び範囲を設定しています。

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から下記の算定方法を適用することとしたので、お知らせします。

1. 調査基準

(1) 調査基準価格

ア 対象工事

工事予定価格が 500 万円以上の工事

イ 調査基準価格の算定方法

区分	算定方法
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$
建築工事 (建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1$
調査基準価格の範囲	予定価格の 7.5/10 以上

ウ 失格判断基準

最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、次に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する場合は、当該入札を失格とする。

費目	判断基準
直接工事費	設計金額における直接工事費の 90% 未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 80% 未満
現場管理費	設計金額における現場管理費の 80% 未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の 30% 未満

エ 低入札者との契約等に係る措置

区分	措置内容
契約保証金	請負代金額に 10 分の 3 を乗じて得た額以上
前 払 金	請負代金額に 10 分の 4 を乗じて得た額以内
中間前払金	請負代金額に 10 分の 6 を乗じて得た額以内

(2) 最低制限価格

ア 対象工事

工事予定価格が 500 万円未満の工事

イ 最低制限価格の範囲

- 1 制限範囲 予定価格の 8/10 以上
- 2 算定方法 低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法による。

- ※1 算定においては、各費目毎に所定の率を乗じた額（円未満切捨て）の合計に1.1を乗じた額（円未満切捨て）とする。
- ※2 工場製作を含むものの調査基準価格及び最低制限価格の算定方法については「別紙1」のとおりとする。
- ※3 調査基準価格、最低制限価格の設定の有無については、入札公告又は入札通知書に明記することとする。